

諮問庁：防衛大臣

諮問日：令和7年2月13日（令和7年（行情）諮問第221号）

答申日：令和7年6月25日（令和7年度（行情）答申第137号）

事件名：「潜水艦の友」の一部開示決定に関する件

答 申 書

第1 審査会の結論

「潜水艦の友（第101号。平成29年10月）」（以下「本件対象文書」という。）につき、その一部を不開示とした決定は、妥当である。

第2 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

行政機関の保有する情報の公開に関する法律（以下「法」という。）3条の規定に基づく開示請求に対し、平成30年11月27日付け防官文第18472号により防衛大臣（以下「処分庁」又は「諮問庁」という。）が行った一部開示決定（以下「原処分」という。）について、その取消しを求める。

2 審査請求の理由

審査請求人の主張する審査請求の理由は、審査請求書及び意見書の記載によると、おおむね以下のとおりである。なお、添付資料は省略する。

（1）審査請求書

ア 不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）。

（ア）国の解釈によると、「行政文書」とは、「開示請求時点において、『当該行政機関が保有しているもの』」（別件の損害賠償請求事件における国の主張）別紙1（略））である。

（イ）国が法の統一的な運用を確保するために作成した指針である「情報公開事務処理の手引」（平成18年3月 総務省行政管理局情報公開推進室）は、「行政文書を文書又は図画と電磁的記録の両方の形態で保有している場合には、文書又は図画について、スキャナで読み取ってできた電磁的記録を交付する方法と既に保有している電磁的記録をそのまま交付する方法とがあることから、開示請求の手続の中で開示請求者にその旨教示し、対象となる行政文書をあらかじめ請求者に特定して頂いておくことが必要である」（表紙から22枚目）と定めている。

（ウ）（ア）及び（イ）の理由から、開示決定においては特定された電磁的記録を開示請求者に予め特定させるためには、処分庁は開示決定時において開示請求者にそれを特定・明示する必要がある。

(エ) 本件開示決定で具体的な電磁的記録形式を特定していないのは、
実質的な不開示決定（かつその事実の隠蔽）であり、その取消しと、
具体的な電磁的記録形式の特定・明示を求めるものである。

イ 履歴情報の特定を求める。

本件開示決定通知からは不明であるので、履歴情報の特定を求める
ものである。

ウ 特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複写して
いるか確認を求める。

平成22年度（行情）答申第538号で明らかになったように、電
子ファイルを紙に出力する際に、当該ファイル形式では保存されてい
る情報が印刷されない場合が起こり得る。

これと同様に当該ファイル形式を他のファイル形式に変換する場合
にも、変換先のファイル形式に情報が移行しない場合が設定等により
技術的に起こり得るのである。

本件対象文書が当初のファイル形式を変換して複写の交付が行われ
ている場合、本件対象文書の内容が、交付された複写には欠落してい
る可能性がある。そのため、特定されたPDFファイルが本件対象文
書の全ての内容を複写しているか確認を求めるものである。

エ 「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日
付け防官文第4639号）についても特定を求める。

平成24年4月4日付け防官文第4639号で示すような「本件対
象文書の内容と関わりのない情報」との処分庁の勝手な判断は、法に
反するので、本件対象文書に当該情報が存在するなら、改めてその特
定と開示・不開示の判断を改めて求めるものである。

オ 紙媒体についても特定を求める。

「行政文書」に関する国の解釈に従い、紙媒体についても存在しな
いか、特定を求めるものである。

カ 開示実施手数料の見直しを求める。

本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それに見合った開示実施手
数を改めて提示すべきである。

キ 一部に対する不開示決定の取消し

記録された内容を精査し、支障が生じない部分については開示すべ
きである。

(2) 意見書

意見：8頁（表紙から12枚目）に判読不能の箇所がある。

対象文書の8頁（表紙から12枚目）の以下の図（略）の書かれてい
る文字が判読不能である。原本ではこの箇所は読めるはずである。

（添付文書（略））

- ・ 本件対象文書の 8 頁。

第 3 諮問庁の説明の要旨

1 経緯

本件開示請求は、「『潜水艦の友』（2017. 10. 2 一本本B947で特定された後に作成されたもの）。」の開示を求めるものであり、これに該当する行政文書として本件対象文書を特定し、平成30年11月27日付け防官文第18472号により、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とする一部開示決定処分（原処分）を行った。

本件審査請求は、原処分に対して提起されたものである。

なお、本件審査請求について、審査請求が提起されてから情報公開・個人情報保護審査会への諮問を行うまでに約6年を要しているが、その間多数の開示請求に加え、開示請求の件数を大幅に上回る大量の審査請求が提起され、それらにも対応しており、諮問を行うまでに長期間を要したものである。

2 法5条該当性について

原処分において、不開示とした部分及び不開示とした理由は、別表のとおりであり、本件対象文書のうち、法5条1号及び3号に該当する部分を不開示とした。

3 審査請求人の主張について

- (1) 審査請求人は、「不開示決定の取消し（他にも文書が存在するものと思われる）」として、電磁的記録形式の特定及び明示を行うよう求めるが、法その他の関係法令において、そのようなことを義務付ける趣旨の規定はないことから、当該電磁的記録の記録形式を特定し明示することはしていない。
- (2) 審査請求人は、「履歴情報の特定を求める」とともに、「「本件対象文書の内容と関わりのない情報」（平成24年4月4日付け防官文第4639号）についても特定を求める」として、いわゆる変更履歴情報等についても特定し、開示・不開示を判断するよう求めるが、それらは、いずれも防衛省において業務上必要なものとして利用又は保存されている状態になく、法2条2項の行政文書に該当しないため、本件開示請求に対して特定し、開示・不開示の判断を行う必要はない。
- (3) 審査請求人は、「特定されたPDFファイルが本件対象文書の全ての内容を複製しているか確認を求める」としているが、本件対象文書と開示を実施した文書の内容を改めて確認したところ、欠落している情報はなく、開示の実施は適正に行われていることを確認した。
- (4) 審査請求人は、「紙媒体についても特定を求める」とともに、「開示実施手数料の見直しを求める」として、本件対象文書に紙媒体が存在すれば、それを特定した上で、それに見合った開示実施手数料の提示を求

めるが、本件対象文書の紙媒体は保有しておらず、また、原処分においては、特定した電磁的記録の開示実施手数料を適正に通知している。

(5) 審査請求人は、「一部に対する不開示決定の取消し」として、支障が生じない部分について開示を求めるが、原処分においては、本件対象文書の法5条該当性を十分に検討した結果、上記2のとおり、本件対象文書の一部が同条1号及び3号に該当することから当該部分を不開示としたものであり、その他の部分については開示している。

(6) 以上のことから、審査請求人の主張にはいずれも理由がなく、原処分を維持することが妥当である。

第4 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- ① 令和7年2月13日 諮問の受理
- ② 同日 諮問庁から理由説明書を收受
- ③ 同年3月7日 審議
- ④ 同月13日 審査請求人から意見書及び資料を收受
- ⑤ 同年6月19日 本件対象文書の見分及び審議

第5 審査会の判断の理由

1 本件対象文書について

本件対象文書は、上記第1のとおりであり、処分庁は、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とする原処分を行った。

これに対し、審査請求人は、不開示部分の開示等を求めており、諮問庁は、原処分を妥当としていることから、以下、本件対象文書の見分結果を踏まえ、不開示部分の不開示情報該当性について検討する。

2 不開示部分の不開示情報該当性について

(1) 法5条1号該当性について

ア 自衛官の写真の顔部分について

別表の番号1ないし3に掲げる部分のうち、自衛官の写真の顔部分は、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであると認められる。

そこで、法5条1号ただし書該当性について検討するに当たり、自衛官の顔写真を公にする慣行の有無、範囲等について、当審査会事務局職員をして諮問庁に確認させたところ、防衛省・自衛隊においては、自衛官のうち将官（将補以上の階級の者を指す。）の顔写真については、報道の用に供するため、報道機関等に提供しているなど、これを公にする慣行があるが、本件不開示部分における自衛官については、かかる慣行のない佐官以下の階級の者で、ウェブサイト等の他の広報資料等でも公表されていない者であるとの説明であった。

上記の諮問庁の説明は否定し難く、当該部分は、いずれも法5条1号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当する事情も認められない。

イ 自衛官の年齢及び経歴等に関する情報について

別表の番号1及び2に掲げる部分のうち、上記ア以外の部分には、記事を寄稿した自衛官の年齢、経歴、入隊時期及び勤続年数等に関する情報が記載されており、当該部分は、それぞれ単独で又は原処分で開示されている寄稿者の氏名と一体として、法5条1号本文前段に規定する個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるものであり、同号ただし書イに該当せず、同号ただし書ロ及びハに該当するとも認められない。

ウ さらに、原処分において個人識別部分である当該自衛官の氏名等が既に開示されていることから、法6条2項による部分開示の余地はなく、不開示としたことは妥当である。

(2) 法5条3号該当性について

別表の番号4ないし6に掲げる部分には、海上自衛隊の組織・編成・定員・現員、装備品の機能・性能等及び指揮系統・通信システム等に関する情報が記載されており、当該部分は、これを公にすることにより、海上自衛隊の艦艇又は部隊の態勢及び運用要領等が推察され、海上自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては国の安全が害されるおそれがあると行政機関の長が認めることにつき相当の理由があると認められるので、法5条3号に該当し、不開示としたことは妥当である。

3 審査請求人のその他の主張について

審査請求人のその他の主張は、当審査会の上記判断を左右するものではない。

4 本件一部開示決定の妥当性について

以上のことから、本件対象文書につき、その一部を法5条1号及び3号に該当するとして不開示とした決定については、不開示とされた部分は、同条1号及び3号に該当すると認められるので、妥当であると判断した。

(第4部会)

委員 白井幸夫、委員 田村達久、委員 野田 崇

別表

番号	不開示とした部分	不開示とした理由
1	4 ページから 6 ページまで、15 ページから 18 ページまで、21 ページから 23 ページまで、25 ページ、26 ページ、28 ページ、30 ページ、32 ページ、34 ページ、36 ページ、40 ページから 47 ページまで、49 ページ、51 ページ、53 ページから 58 ページまで、60 ページ、62 ページから 69 ページまで、74 ページ、76 ページから 78 ページまで、80 ページ、82 ページ、84 ページ、86 ページから 88 ページまで、90 ページ及び 93 ページのそれぞれ一部	個人に関する情報であり、特定の個人が識別され、又は特定の個人を識別することはできないが、これを公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあることから、法5条1号に該当するため不開示とした。
2	9 ページの写真及び「はじめに」のそれぞれ一部	
3	13 ページ及び 92 ページのそれぞれ写真の一部	
4	1 ページ、2 ページ、13 ページ及び 92 ページのそれぞれ本文の一部	自衛隊の組織、編成に係る情報であって、これを公にすることにより、自衛隊の態勢及び運用能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼすおそれがあることから、法5条3号に該当するため不開示とした。
5	9 ページの「1 術科について」の一部	自衛隊の装備品の機能、性能等に関する情報であり、これを公にすることにより、装備品の質的能力が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害す

		るおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。
6	70ページの本文の一部	自衛隊の指揮系統・通信システム等に係る情報であり、これを公にすることにより、自衛隊の指揮統制要領、手法及び内容が推察され、自衛隊の任務の効果的な遂行に支障を及ぼし、ひいては我が国の安全を害するおそれがあることから、法５条３号に該当するため不開示とした。

(注) ページ番号は、本件対象文書に記載されているページ番号を指す。